

高梁市総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

高梁市総合計画 後期基本計画策定支援業務

2 業務の目的

「高梁市総合計画前期基本計画」（以下、「前期基本計画」という。）及び「第2期高梁市まち・ひと・しごと総合戦略」の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「高梁市総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）及び「次期総合戦略」の策定が必要となる。

後期基本計画策定にあたっては、変化し続ける社会・経済情勢や前期基本計画及び総合戦略の総括を踏まえ、市民ニーズ等を反映しつつ、策定に係る業務を効率的かつ効果的に進め、実行性のあるものとする必要があることから、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験があり、適正な企画力、技術力や実施体制をもつ事業者の支援を受け、計画を策定することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

本業務においては、以下の業務を行う。

ただし、記載のない事項について、上記2の目的を達成するために有用な追加提案を、本業務の見積限度額の範囲内で行うことも可能とする。

(1) 資料収集・現況分析

- ・必要となる資料や統計データのピックアップ
- ・上記資料、データ等についての整理・分析

(2) 長期人口ビジョンの見直し

現在の長期人口ビジョンの推計値と実績等との乖離の分析・検証をした上で最新の人口データに基づき、将来人口を推計すること。また、推計結果や国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計等を踏まえ、本市が目標とする人口、目指すべき将来の方向、人口の将来展望等を示すこと。

(3) 高梁市総合計画後期基本計画案の作成支援

上記(1)の分析結果や高梁市総合計画前期基本計画の施策マネジメントなどを踏まえて本市の将来を展望し、後期基本計画の素案作成など、総合的な策定支援を行うこと。なお、構成内容には、次の事項を反映することとする。

- ① 前期基本計画に引き続き、地方版地方創生総合戦略としての機能（第3期高梁市まち・ひと・しごと総合戦略）をあわせもつ総合計画とし、基本目標及び具体的な施策に係る適正なKPIの設定など一体的な推進・進行管理ができること。

② 前期計画に引き続き、後期基本計画の構成に、SDGsの視点を踏まえた内容を反映すること。

(3) 会議の運営等に関する支援

有識者、市民等により構成する審議会やの会議のほか、パブリックコメントの実施支援を行う。

① 審議会（4回程度）開催支援

会議資料の作成及び助言などの支援（原則、会議には出席しないものとする）

② 素案に対するパブリックコメントを実施するにあたっての助言等の支援

(4) 総合計画冊子のデザイン作成等

市民にわかりやすく、興味をもってもらえる計画書となるよう、計画冊子等について、デザイン、図表などのビジュアル面を含めた冊子構成を作成すること。なお、計画内容をすべて掲載した総合計画及び概要版を作成し、概要版については、冊子を通して総合計画及び市政をより身近なものと感じてもらえるよう、既成概念にとらわれない構成とすること。

(5) その他

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打ち合わせを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成し、本市に提出すること。

5 成果品の提出

- (1) 人口推計（A4版・電子データ）
- (2) 総合計画後期基本計画素案（A4版・電子データ）
- (3) 冊子印刷用データ（A4版・電子データ）
 - ・人口ビジョン改定版
 - ・総合計画（全体）
 - ・総合計画概要版

※印刷製本業務は、本委託契約には含まないものとする。

6 再委託

受託者は、事務事業のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に高梁市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記6の規定により本業務を高梁市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

8 調査等

高梁市は、必要に応じて受託者に本業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

9 著作権等

- (1) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則としてすべて高梁市に帰属するものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

10 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、高梁市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、高梁市と受託者とが協議して定めるものとする。